

河川管理に関する国と地方の役割分担の事例(イメージ)

※主に治水の視点から例示したイメージ。その他多数のケースが想定される。

現状				A ← 中央集権型				B				C → 地方分権型			
主体	管理区分	延長割合	事務・権限等	主体	管理区分	事務・権限等	主体	管理区分	事務・権限等	主体	管理区分	事務・権限等	主体	管理区分	事務・権限等
国	本省	一級河川 (直轄管理区間)	7%	○河川法の制定	国 (本省)	一級河川 (直轄)	国 (本省)	一級河川 (方針等)	○河川法の制定	道州	一級河川	○河川法の制定	道州	一級河川 (指定以外)	○河川法の制定
				○災害発生等に対する必要な措置(指示) [対象:一級河川、二級河川、準用河川]					○災害発生等に対する必要な措置(指示) [対象:一級河川、二級河川、準用河川]			○災害発生等に対する必要な措置(指示) [対象:一級河川、二級河川、準用河川]			○災害発生等に対する必要な措置(指示) [対象:一級河川、二級河川、準用河川]
			○一級河川の指定 (知事等の意見をきく)			○一級河川の指定 (知事等の意見をきく)			○一級河川の指定 (知事等の意見をきく)			○一級河川の指定 (知事等の意見をきく)			○一級河川の指定 (市町村長等の意見をきく)
			○河川整備基本方針の策定 [対象:一級河川]			○河川整備基本方針の策定 [対象:一級河川]			○河川整備基本方針の策定 [対象:一級河川]			○河川整備基本方針の策定 [対象:一級河川]			○河川整備基本方針の策定 [対象:一級河川]
			○一級河川(直轄管理区間)改修等の箇所付け			○一級河川(直轄管理区間)改修等の箇所付け			○一級河川(直轄管理区間)改修等の箇所付け			○一級河川(直轄管理区間)改修等の箇所付け			○一級河川(直轄管理区間)改修等の箇所付け
	出先機関		○河川整備計画の策定 (知事、市町村長の意見を聴く)		一級河川 (直轄+指定)	○河川整備計画の策定 (国の認可、市町村長の意見を聴く)		一級河川	○河川整備計画の策定 (国の認可、市町村長の意見を聴く)		一級河川	○河川整備計画の策定 (国の認可、市町村長の意見を聴く)		基礎自治体 (市町村)	○河川整備計画の策定 (国の認可、市町村長の意見を聴く)
		○河川管理・改修等 (維持:国10/10、改良:国2/3、府県1/3等)	○河川管理・改修等 (維持:道州10/10、改良:道州10/10等) ※同左	○河川管理・改修等 (維持:道州10/10、改良:道州10/10等)		○河川管理・改修等 (維持:道州10/10、改良:道州10/10等)	○河川管理・改修等 (維持:道州10/10、改良:道州10/10等)								
府県	一級河川 (指定区間)	54%	○河川整備計画の策定 (国の認可、市町村長の意見を聴く)	道州	二級河川	○河川管理・改修等 (維持:道州10/10、改良:国1/2、道州1/2等)	基礎自治体 (市町村)	二級河川	○河川管理・改修等 (維持:道州10/10、改良:道州10/10等)	基礎自治体 (市町村)	二級河川	○河川管理・改修等 (維持:道州10/10、改良:道州10/10等)	基礎自治体 (市町村)	二級河川	○河川管理・改修等 (維持:道州10/10、改良:道州10/10等)
			○河川管理・改修等 (修繕等:府県10/10(1/3以内国補助)、改良:国1/2、都道府県1/2)			○河川整備基本方針・河川整備計画の策定 (国と協議+同意、市町村長の意見を聴く)			○河川整備基本方針・河川整備計画の策定 (国と協議+同意、市町村長の意見を聴く)			○河川整備基本方針・河川整備計画の策定 (道州と協議+同意、市町村長の意見を聴く)			○河川整備基本方針・河川整備計画の策定 (道州と協議+同意、市町村長の意見を聴く)
	二級河川	25%	○二級河川の指定 (市町村長の意見をきく)		二級河川	○二級河川の指定 (市町村長の意見をきく)		二級河川	○二級河川の指定 (市町村長の意見をきく)		二級河川	○二級河川の指定 (市町村長の意見をきく)		基礎自治体 (市町村)	○二級河川の指定 (市町村長の意見をきく)
			○河川整備基本方針・河川整備計画の策定 (国と協議+同意、市町村長の意見を聴く)	○河川整備基本方針・河川整備計画の策定 (国と協議+同意、市町村長の意見を聴く)		○河川整備基本方針・河川整備計画の策定 (道州と協議+同意、市町村長の意見を聴く)	○河川整備基本方針・河川整備計画の策定 (道州と協議+同意、市町村長の意見を聴く)								
			○河川管理・改修等 (管理:府県10/10、改良:国1/2以内、都道府県1/2以上等)			○河川管理・改修等 (管理:道州10/10、改良:道州10/10等)			○河川管理・改修等 (管理:市町村10/10、改良:道州1/2以内、市町村1/2以上等)			○河川管理・改修等 (管理:市町村10/10、改良:道州1/2以内、市町村1/2以上等)			○河川管理・改修等 (管理:市町村10/10、改良:市町村10/10等)
			○ダム等に係る改良工事など (国と協議)			○ダム等に係る改良工事など (国と協議)			○ダム等に係る改良工事など (知事と協議)			○ダム等に係る改良工事など (知事と協議)			○ダム等に係る改良工事など (知事と協議)
市町村	準用河川 普通河川 (河川法対象外)	14%	○準用河川の指定	基礎自治体 (市町村)	準用河川 普通河川	○準用河川の指定	基礎自治体 (市町村)	準用河川 普通河川	○準用河川の指定	基礎自治体 (市町村)	準用河川 普通河川	○準用河川の指定	基礎自治体 (市町村)	準用河川 普通河川	○準用河川の指定
			○河川管理・改修等 (管理:市町村10/10、改良:国1/3等)			○河川管理・改修等 (管理:市町村10/10、改良:国1/3等)			○河川管理・改修等 (管理:市町村10/10、改良:国1/3等)			○河川管理・改修等 (管理:市町村10/10、改良:国1/3等)			○河川管理・改修等 (管理:市町村10/10、改良:国1/3等)
			○ダム等に係る改良工事など (知事と協議)			○ダム等に係る改良工事など (知事と協議)			○ダム等に係る改良工事など (知事と協議)			○ダム等に係る改良工事など (知事と協議)			○ダム等に係る改良工事など (知事と協議)
主なメリット				○一級、二級河川ともに単一の管理主体の下での管理が可能。 (一部権限は国が留保)				○一級河川については、水系一貫した管理が可能。 ○流域住民の意思を反映した河川管理が可能。				○流域住民の意思を反映した河川管理が可能。			
主な課題・条件				○国出先機関と府県の権能が道州に集約されるだけで、中央省庁の機能は手つかず。中央庁省の機能に道州等の意見を反映するためには、参議院に地方代表が参画する仕組みなどが必要。				○道州・市町村に対する財源措置や専門職の確保等が必要。 ○市町村の役割が拡大。専門職の確保等その機能の充実が必要。 ○二級河川の流域が複数市町村に跨る場合、流域全体の利害を調整する仕組みなどが必要。				○道州・市町村に対する財源措置や専門職の確保等が必要。 ○市町村の役割分担が大きく、一級河川(指定区間)においては、道州の管理する区間との整合性が求められるとともに、流域全体を利害調整する仕組み等が必要。また、道州等による補完も要検討。			

(注1) 河川種類別延長割合(H18.4.30現在:国土交通省資料) (注2) 赤字:現状から追加修正等